

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 14 日現在

機関番号：82620

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24700932

研究課題名(和文)文化財保護法の成立過程に関する研究 日本における文化財概念と史跡名勝天然記念物

研究課題名(英文) Process of the enactment of the Law for the Protection of Cultural Properties:
Japanese idea of historic sites, places of scenic beauty and natural monuments

研究代表者

境野 飛鳥 (Sakaino, Asuka)

独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所・その他部局等・研究員

研究者番号：80622092

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：日本の文化財保護法は、第2次世界大戦後の占領統治下の1950年5月30日に公布、同年8月29日に施行されたものである。同法は、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、史蹟名勝天然記念物保存法を統合したものであり、従来、別々の法律で保護されていた有形文化財と史跡名勝天然記念物を一つの法律の下で保護対象とした。本研究では、文化財保護法の起草を通じ、自然をも文化財として捉える新しい概念が形成された過程を一次史料に基づき実証的に検証するとともに、その過程におけるGHQ専門家の役割を考察するものである。

研究成果の概要(英文)：The Japanese Law for the Protection of Cultural Properties was promulgated on May 30, 1950, and became effective on August 29, during the occupation by GHQ/SCAP after World War II. The Law was aimed to integrate and revise the 3 previous preservation Laws: the Law for the Preservation of National Treasures, the Law for the Preservation of Important Art Objects, and the Law for the Preservation of Historic Sites, Places of Scenic Beauty and Natural Monuments. Since then, tangible cultural properties as well as historic sites, places of scenic beauty and natural monuments have been protected under a single law. This research examines the background of how this new idea emerged through the drafting of the Law, as well as the role of the GHQ Advisors during the process.

研究分野：文化財保護に関する法律、条約、制度

キーワード：文化財保護法 GHQ 史跡名勝天然記念物

1. 研究開始当初の背景

日本の文化財保護法(昭和25年法律第214号)は、第2次世界大戦後の連合国最高司令官総司令部(General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, GHQ/SCAP, GHQ)の占領統治下の日本において、1950年5月30日に公布、同年8月29日に施行された。この法律は戦前に施行されていた国宝保存法(昭和4年法律第17号)、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和8年法律第43号)、史蹟名勝天然記念物保存法(大正8年法律第44号)を統合し、新制度として大幅に改正したものであり、従来、別々の法律で保護されていた有形文化財と史蹟名勝天然記念物を一つの法律の下で保護対象としたことや、無形文化財を新たに文化財として定義したことなど、日本の文化財概念の形成に多大な影響を与えたものであったことが知られている。1950年以降、幾度かの改正を経ているが、制定時の文化財保護法の基本的内容は現在まで引き継がれており、今日の日本の文化財保護制度の基礎となっている。

日本の文化財保護法の成立過程に関する研究は、二次史料に基づいた概説的叙述が広く受け入れられていた状況が続いていた。こうした状況を踏まえ、当該研究においてそれまで本格的に分析されてこなかった国立国会図書館所蔵の「GHQ/SCA文書」を利用し、日本の文化財保護法が成立されるまでの事実関係を詳細に調査し、その過程におけるGHQの専門家の役割を論じてきた。

こうした研究を通じ、史蹟名勝天然記念物が文化財保護法の保護対象となった経緯については、さらに研究を深める必要があることが明らかになってきた。1962年に景観保護を目的とするユネスコの初めての国際規則である「風光の美と特性の保護に関する勧告」が作成されるに際しては、既にその保護制度を持つ国として日本の予備研究が実施されている。また、日本は、戦後間もなくから景色をも「文化財」として扱っており、1992年の第16回世界遺産委員会で導入された「文化的景観」に先駆けて、「自然」を文化としてとらえる新しい概念を有してきたと言える。この独特な文化財概念が日本で受け入れられるようになった経緯を把握することは、日本の文化財概念を理解する上で重要である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、史蹟名勝天然記念物が文化財保護法の保護対象となるまでの経緯を一次史料に基づき実証的に検証することである。

これまでの研究により、文化財保護法の初期の草案では、史蹟名勝天然記念物は保護対象に含まれていなかったことを明らかにした。草案の推敲過程で、新しく設立される文化財保護委員会が従来の天然記念物保存法

の所掌事務を司ることが規定されたこともあったが、この段階では、史蹟名勝天然記念物は文化財として明確に定義されていなかった。また、その後、天然記念物保存法の所掌事務の規定が削除され、史蹟名勝天然記念物に関する記述が存在しない草案も作成されている。本研究では、まず、最終的な文化財保護法に史蹟名勝天然記念物が含まれるまでの、国内外の議論や背景を明らかにする。

その上で、文化財保護法が占領期に起草されていることに鑑みて、その成立過程におけるGHQの専門家の役割を検証する。文化財保護法の起草に関与したGHQ専門家は、同時期に国立公園制度の改正にも関与しており、その過程で史蹟名勝記念物の所掌問題が話題に挙がっている。本研究では、日本の専門家だけではなく、こうしたGHQ専門家の背景や、当時の国際情勢を踏まえ、新しい文化財概念が形成されていった過程を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 資料調査

国内調査

本研究では、多くの一次史料の調査を実施した。まず、占領期の議論を把握するために、国立国会図書館所蔵の「GHQ/SCAP文書」を活用した。「GHQ/SCAP文書」は3000万枚にも及ぶとされるGHQの残した占領行政資料であり、文化財保護行政に関する報告書、会議録、業務記録が多数所収されている。

また、「日本の史蹟—保護の制度と行政—」(仲野浩、名著刊行会、2004年)において、その存在が言及されていたものの、系統立てて分析されてこなかった「国家記念物保存法案」と題された草案も分析に用いた。これまでの研究で、日本語で作成された文化財保護法の草案・法案や、文化財保護法の起草以前に作成された個人的な改正案の存在を確認している。それらとの比較・検証において、「国家記念物保存法案」を新たに用いた。

その他、東京文化財研究所所蔵「関野克資料」、川崎市立日本民家園所蔵「大岡實博士文庫書類資料」、国立国会図書館・憲政資料室所蔵「有光次郎文書」、神奈川県立近代美術館・葉山館美術図書室所蔵「矢代文庫」、環境省自然環境局・生物多様性センター所蔵「田村文庫」、国立教育政策研究所所蔵「田中耕太郎氏旧蔵教育関係文書」など、戦前戦後に文化財の後に従事していた人々の私文書の調査を実施した。

国外調査

国外での調査としては、文化財保護法成立当時の国際機関や他国の状況を調査し、当時の日本の文化財概念を相対的に理解するために、UNESCOアーカイブズでの調査を実施した。UNESCOアーカイブズは、1946年以降、同組織の活動を実施するにあたり作成された合意書、契約書、報告書、手記、刊行

物や、UNESCO の前身組織の資料が多数所蔵されている。特に、日本の史跡名勝記念物の保護に関連するものとしては、1962 年の「風光の美と特性の保護に関する勧告」の作成過程に関する資料を収集した。

また、アメリカ国立公文書館では、文化財保護法の起草に携わった GHQ 専門家の背景を調査するため、ワシントン D.C の本館だけでなく、メリーランド州の新館やミズーリ州に所在する分館 (The National Personnel Records Center) において調査を実施し、日本の文化財保護法の起草過程に関与していた GHQ 専門家の入隊時や、軍在籍時の情報を収集した。

(2) 聞き取り調査

また、文化財保護法の起草や、占領統治下における文化財保護について研究している関係者への聞き取り調査を実施した。

特に占領統治下の日本における文化財保護と GHQ の民間情報教育局 (Civil Information and Educational Section, CIE) が果たした役割について論じている数少ない研究者の一人である、アメリカ・ペンシルベニア州立大学の Geoffrey R. Scott 教授には、アメリカ国内でのみ入手できる情報や、当該分野におけるアメリカの関心などについて、話を伺った。

4. 研究成果

(1) 史跡名勝天然記念物の成立過程

文化財保護法の草案が起草される以前から、史跡名勝天然記念物と国立公園の定義や所轄について関係者が関心を寄せていたことが確認された。

1919 年 4 月 10 日に公布、同年 6 月 1 日に施行された、史跡名勝天然記念物保存法により、史跡、名勝、及び天然記念物の保護事務は内務省大臣官房地理課の所掌となっていた。しかし、その保存は国宝保存にも通じるものがあるとして、事務処理の向上と経費節減を図るために、1928 年 12 月 1 日には、史跡、名勝、及び天然記念物の保護行政が、内務省から文部省宗教保存課に移管された。GHQ の占領統治下でも、史跡、名勝、及び天然記念物の保護行政は文部省で一括して行われおり、当時、国宝・重要美術品等の保護行政が、文部省社会教育局文化財保存課と国立博物館の調査課・保存修理課に分掌されていたことと比べると、史跡名勝天然記念物については一貫した保護行政が行われていたと推定される。ただし、戦後、国立公園制度の改正が検討されていく中で、史跡名勝天然記念物と国立公園の定義や所轄も見直されていく。特に国立公園行政を所掌する厚生省と GHQ との間では、当時文部省が所掌していた史跡名勝天然記念物の保護行政の移管問題を度々議題に挙げている。厚生省や GHQ は、名勝と天然記念物の保護行政を、文部省から厚生省に移管することを検討し

ていた。また、史跡について、厚生省は、アメリカの国立公園制度を参考に、厚生省に移管することも検討していたが、GHQ 側からアメリカ内務省の国立公園の状況と日本の史跡の状況は異なり、史跡は国の文化遺産により近いものであることが指摘されている。さらに、厚生省の一部には史跡、名勝、天然記念物を明確に区分する新しい法律の起草も考慮されていた。

これに対し、文部省は史跡名勝天然記念物の保護行政を従来通り文部省が所掌することを望んでいた。GHQ/SCAP 文書には、「史跡名勝天然記念物中『名勝』の保存事務が厚生省へ移管することの不適当な理由について」と題された史料が残されており、名勝の保存目的、指定基準、複合的価値、芸術的価値とこれまでの文部省の事務の実績から、名勝の保存事務を厚生省へ移管することに異論を唱えている。

また、文化財保護法の草案の起草が始まった頃には、「国家記念物保存法案」と題された草案や、その関連史料が作成されていた。それらを詳細に調査し、18 点の草案の作成時期、相違点などを検討した結果、文化財保護法の初期の草案の時点で記念物のみを対象とする全く別の草案「国家記念物 (保存法) 案」が起草されており、国が守るべき、史跡、名勝、および天然記念物をまとめて、「国家記念物」として保護することが検討されていたことや、同時期に「国家記念物保存法施行令」が起草されており、事前に許可や承認が必要な事項について検討されていたことを確認した。また、文化財保護法の草案に、新たに指定史跡に関する章を設け、史跡の指定、管理、現状変更、所有者変更、指定解除、調査などを規定することが検討されていた様子が明らかになった。一方、史跡と異なり、名勝や天然記念物についてはこうした個別の章を設けることを検討していたことを示す史料は見つけていないが、このことはそれまでの厚生省と GHQ との会議内容とも矛盾しない。

これらの史料は文化財保護法の成立過程を明らかにする上での基礎史料の一つとなると考える。こうした近現代の私文書は日々失われつつあり、貴重な一次資料が残されている間に、今後の調査を進めていく必要がある。

(2) GHQ の役割

文化財保護法の起草が検討されていた頃、国立公園法の改正も日本側関係機関と GHQ との間で議論されていた。本研究では、同時期の 2 つの法律に対する GHQ の見解・対応の相違点を検証し、文化財保護法の成立過程における GHQ の対応の特徴を考察した。

これら 2 つの法律の成立過程では、指定・認定物件の件数の過多が保護行政全体に与える影響が問題視されていたが、文化財保護法の成立過程では、GHQ が指定・認定の責

任は日本側にあると考えていた様子が確認されたのに対し、国立公園法では、GHQ の指導に基づき、国立公園の新規指定が見送られている。

また、文化財保護法の成立過程においては、法律違反等が明確に証明されない限り、GHQ が日本政府や私的組織の内部事情に介入すべきではないとしているのに対し、国立公園法では、地方管理職員制度に関し、日本の国内問題に踏み込んで制度改正に取り組んでいる印象を受ける。

文化財保護法において、新たに文化財保護委員会の設置が検討された際には、GHQ は委員会に権力を集中させることを懸念していたが、国立公園法では、GHQ 自らが国立公園部の設置・昇格を求める等、中央集権的な組織の必要性を度々訴えている。

さらに、文化財保護法の草案・法案に対する修正要請は、財政問題や個人財産に対する政府干渉を懸念して出されているのに対し、国立公園法においては、法律に盛り込むべき保護の手法に関して具体的に指示が出されている。

このように、国立公園法に比べ、GHQ は文化財保護法に対してはあまり強い指導は行っていない。こうした2つの法律に対するGHQ の対応の差は、日本占領において中心的役割を果たした米国において、確固とした国立公園制度が存在していたこと、また、そもそも日本の国立公園法が米国の制度に倣って導入されたものであることが影響しているものと推定される。一方、史跡名勝天然記念物を始めとする日本の文化財概念は、GHQ の専門家にとって、馴染みのないものであり、結果として、GHQ は主に法律の「民主性」の確保に努め、文化財の概念や保護の手法に関しては、従来法律に基づく保護行政を所掌していた文部省の意向が反映されることになったと推定される。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

Asuka Sakaino, La Legge per la tutela dei beni culturali in Giappone: contesto e dibattito nel secondo dopoguerra, STORIA URBANA, 140/141, pp.155-182, 13.12

6 . 研究組織

(1)研究代表者

境野 飛鳥 (SAKAINO, Asuka)

独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所・その他部局等・研究員

研究者番号：80622092